



生協労連パート部会ニュース

NO 8 2 2009年2月27日発行

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-9 南部ビル3F
tel 03-3408-0067 fax 03-3408-8955
http://cwu.jp/

パート	なかないで	あしたを見つめ歩きましょう
部会	にげないで	明るい職場をつくりましょう
の	ぬけめなく	しっかり実利をとりましょう
なに	ねつつぼく	暮らしと生協を語りましょう
ぬねの	のしつくて	差別を返上しちゃいましょう

2.12~13 中央総行動
雇用とくらしを守れ!

不況を理由とした派遣切りに怒りをもって立ち上がる労働者、支援するなかま。労働組合の役割がいまこそ求められています。生協労連はパート春闘の位置づけに加え、産別課題も含めた行動を2日間、元気におこないました。

全国から 605 人のなかまが参加！ 生協労連7つの要求課題で2日間めいっぱい行動

最賃大幅引き上げと最賃審議委員獲得

食の安全の確保

労働者派遣法の抜本改正

消費税増税反対

パート法の見直し(均等待遇の明記、有期雇用の制限)

介護労働者の処遇改善・介護保険制度の抜本の見直し

地球温暖化対策の強化(京都議定書の遵守、CO2等の削減)

生協労連
7つの
要求課題



中四国地連の叫び



東北
地連



関西地連のモー

非正規で働くなかまの全国交流集会 17th in KYOTO 京都

5月23日(土)~24日(日)

参加費 1000円 (夕食交流会費 5000円)

今回から「パートや派遣で働く仲間の全国交流会」が非正規センター主催に。介護、派遣、外国人労働者、最賃、パート法など多彩なテーマで交流。

一日目 13:30~京都勤業会館「みやこめっせ」

「私たちの運動で明日をつかもう

~雇用破壊と貧困の打開をめざして」

講演 二宮厚美氏(神戸大学教授)

現場からの報告

17:15~パレード

18:00~夕食交流会

京都ロイヤルホテル

二日目 9:30~12:00 分科会(7つのテーマ)

パート法の見直しにむけた行動

12日 生協労連の要請行動 鴨桃代さん(全国ユニオン代表)&均等待遇アクション21と懇談
生協労連のとirikumiを紹介し、派遣村、均等待遇や有期契約について懇談。今後の情報交換や交流、パート非正規の処遇改善にむけ力を注ぐことを確認しあいました。

13日 非正規センター・パ臨連、厚労省と交渉

12日9時45分から1時間に渡り、パート法の見直しと最賃について交渉。全体で21名、生協労連からは15名が参加。「パート法の見直しは2年後なので内容はこれから」「公務パートの摘要は難しい」「ILOへの報告(100号条約)は秋に行う予定だが白紙の状態」と明確な回答は得られませんでした。「相談件数が10倍にふえている、パートの実態調査は年度内でまとめる」とのこと。最後に最賃審議委員の任命については公平に行うことを強く要請しました。

パート法改定と最賃額の引き上げを力にパート・非正規の処遇改善を求めよう！ 経営の厳しさに負けず、要求に団結して前進回答を勝ち取ろう！

すでに回答がでている単組の状況は、不況・経営難を理由に一時金・ベア要求に対する回答はきびしい内容となっています。しかし、コープネットでは定年延長要求については09年6月から満62歳、10年度より満63歳にする、かながわではケアメイト（登録ヘルパー）の時給は改善を示唆する回答がでています。私たちの職場は、正規職員が削減され正規が担っていた職務をパートが行うようになりパートの役割・責任はいっそう増えています。雇用情勢に変化がみられるとはいえ、一部では欠員が埋まらない状況が続く、労働密度は濃くなっています。不払い労働は行わせない、残業代は支払わせる、有給休暇はきちんととる、残業が恒常的に続いていたら契約時間を長くさせる、パワハラ・セクハラのない職場、労災のない職場をめざすなど、切実な要求の実現をめざしましょう。また、所属長との職場懇談会で労組員自らが職場を改善していくとりくみもおこなしましょう。

昨年のパート法の改定、最低賃金の引き上げを力に職場からの要求議論をしっかり行って、理事会との交渉にいどみ、要求に団結して前進回答を勝ち取りましょう。

1. ベア、一時金の前進を求めよう。

・最低賃金の引上げ額は、ベア要求の一つの目安 コープネット（東京）27円、かながわ 30円・・・

2. 「賃金・労働条件が正規職員に比べ、なぜ低いのか」について、理事会に説明を求めよう。

「パートだから」という回答はダメ！

2009年4月に改定されたパートタイム労働法では、「賃金・労働条件が正規職員（通常の労働者）に比べ、なぜ低いのか」とパートタイマーから聞かれた場合、使用者にその理由をきちんと説明することを義務づけています（パート法13条）。「パートだから」という理由は通用しません。

3. 定年再雇用制度の見直しを求めよう。定年延長や改善を求めよう。

4. 配送パート・契約社員、介護ヘルパー、管理職パート、アルバイト・・・広がる雇用形態・職務内容に応じた要求をくみ上げよう。

5. パート法を使って、均等待遇を実現しよう

正規職員の登用制度の導入（パート法12条） 教育訓練の充実（パート法10条）

職務（役割・責任）が同じパートタイム労働者の均等待遇（パート法8条）

特別有給休暇（慶弔・生休・介護・裁判員制度・子の看護）

通勤手当（交通費の支給基準）

厚労省のうごき・パート関連ニュース

郵便局で働く非正規労働者の待遇改善にとりくむ 郵政グループで働く約21万人が非正規労働者、郵便事業会社では6割が非正規社員。郵政民営化から1年が経過、パート法が適用される職場になり、郵産労・郵政労働者ユニオンなど上部団体を越えた労働組合が連帯してパート法8条（均等待遇・均衡処遇）と12条（正規社員への転換）を力に「均等待遇と正社員化を求める署名にとりくんでいます。3月5日は郵政公社と交渉する予定です。

有期契約労働に関する研究会スタート

非正規労働者の多くは期間の定めのある雇用形態です。厚労省は2月23日に研究者8名による会を立ち上げました。平成22年夏をめどに報告書をまとめる予定。

第27回中央最低賃金審議会開催

2月25日（水）厚労省会議室にて、概ね5年ごとに行う目安制度の表示方法とランク区分の見直しを21年度中にまとめること、検討は全員協議会で行うことを確認しました。続いて開催された全員協議会は非公開でした。



= 編集後記 = 我が家の受験生は呑気だった...。「3月3日の卒業式を終えると私はニートだ」とのたまう。私大の多くは指定校推薦枠で定員の半数を取るらしい、狭き門を浪人生と現役生で争うこととなる。子が通う県立高校は今年度1年生から受験指導をベネッセに委託した。予備校の先生からはホロコーストや平和のことを学んだ。公教育と塾や予備校の役割、いろいろ考えさせられた1年だった。浪人は長い人生の寄り道と思うが、お金がかかるなあ。いまの教育制度なんとかせにゃ（よ）